



### 女性なんでも相談

秘密は厳守されます。

対象 女性

相談内容 子育てに関する  
こと 法律に関すること(セ  
クハラ・離婚など法律的な問  
題) 一般(健康・家族・職  
場や近所での人間関係など)  
相談日 子育て・一般/毎月  
第2土曜日 法律・一般/毎  
月第2火曜日 いずれも午後  
1時~3時  
法律相談は午後1時~4時  
ところ 福祉文化会館

予約受付 月~金曜日・午前  
8時30分~午後5時(先着順)  
申し込み先 企画課男女共同  
参画室(☎20 3166)

### 無料法律相談

弁護士が相談に応じます。  
対象 法律問題に直面してお  
困りの人

とき 9月17日(月) 午後1  
時~4時

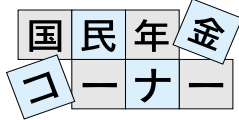
ところ 市役所本庁舎

定員 8人(先着順)

申し込み 9月5日(水)か  
らまちづくり推進課(☎20  
3158)へ

### 無料行政相談

とき 9月6日(木)と25  
日(火) 午後1時30分~4時



20歳以上  
60歳未満の  
自営業者、学  
生、自由業な  
どのみなさん

は、新たに「国民年金基金」に加入  
することにより、将来受け取る年金額を  
上積みすることができます(国民年金  
保険料を免除されている人は加入でき  
ません)。

### 加入しませんか

### 国民年金基金

国民年金基金は、公的な年金なので  
税制上の優遇措置があります。

なお、基金の掛金は口座振替です。  
国民年金の保険料も便利な口座振替を  
ご利用ください。

問い合わせ先 = 鳥取県国民年金基金  
(☎29-8988)

### 家屋の現地調査について

家屋を新築・増築した場合、  
固定資産税の課税対象となり、  
税額計算の基礎となる評価額を  
算定するための現地調査が必要  
となります。

現地調査とは、家屋を屋根・  
基礎・外壁・柱・造作・内壁・  
天井・床・建具・その他工事  
(とい・ひさし・階段・ベラン  
ダ・テラスなど)・建築設備(浴槽・流し台・洗面台・  
便器など)の部分に区別し、それぞれの部分ごとの仕上  
げ資材を確認することです。この部分別区分は、家屋評  
価上の区分です。

### 評価のしくみ

現地調査の結果にもとづき、各部分別に1棟の建物に  
占める仕上げ資材の割合を算出し、総務省の定めた固定  
資産評価基準により評価額を計算します。家屋を新築・  
増築されたときには、順次現地調査にうかがいます。

問い合わせ先 = 固定資産税課(☎20 3133)



### 【固定資産税】 一般木造家屋 の評価方法

18日(火) 午後1時~3時  
ところ 6日/市役所市民  
相談室 18日/さざんか会館  
25日/トスク本店インフォ  
メーションルーム  
問い合わせ先 鳥取行政評価  
事務所(☎24 5541)

### 無料障害者相談

身体障害者相談員が相談  
に応じます。

とき 毎週土曜日 午後1  
時30分~4時

ところ 鳥取市障害者福祉  
センター1階相談室

### 歩こつ会9月例会

問い合わせ先 福祉課(☎20  
3181)

とき 9月9日(日)

コース 鳥取駅・午前8時集  
合 泊駅~今瀬~泊駅 鳥取  
駅・午後4時26分解散(歩行  
距離13キロメートル)  
費用 960円

弁当や水筒、雨具は各自で  
ご用意ください。

問い合わせ先 体育課(☎20  
3371)